

平成23年12月20日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会

会長 沖村



公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県知事から、平成23年10月19日に審査依頼を受けた兵庫県投資事業評価要綱第2条第1号の新規事業に係る審議案件2件及び同第2条第2号の継続事業に係る審議案件7件について、慎重に審議を行った。

その結果、新規事業2件については「新規着手」することが妥当、継続事業7件については「継続」することが妥当と判断した。

事業の実施にあたっては、下記の審査結果並びに審査時の意見を十分に尊重し、早期に事業効果を発現できるよう、効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

なお、本審査会では今年度より、一般的に貨幣価値換算により示される費用対効果とあわせて、費用対効果算出のパラメーターとして考慮されていない防災性や地域の活性化、生物多様性への配慮等による環境改善などの様々な効果を定性的に示すことにより、事業の効果をより明確にしたところである。今後は、これらの貨幣価値換算されない効果もあわせ、関係住民に対して、これまで以上に丁寧な説明や周知により、円滑な事業推進に努められるとともに、引き続き、公共事業の多様な効果をわかりやすく示すための取り組みの充実を図られたい。

また、今回の審査会では4件の事後評価の報告を受けたところであるが、これら事後評価の検証により得られた効果等を活用し、公共事業の役割や必要性について県民がより理解できるよう、情報発信に取り組みられたい。さらには、事業を通して得られた教訓を次なる事業へ反映することで、よりの確な整備効果等の発現に努められたい。

記

I 新規事業の審査結果について

〔市街地再開発事業〕

（1）明石駅前南地区（明石市）

当該地域は、JR・山陽電鉄明石駅前の交通結節点に位置し、市内最大の商業集積地であるにもかかわらず、老朽建築物等が密集していることから、都市の防災性の向上や、駅前広場におけるバスと一般車両との混在や車両と歩行者動線との交錯等の解消による交通機能の円滑化や歩行者の安全性の確保、大規模小売店舗の撤退等により低下した中心市街地の賑わいの回復が課題となっている。

当該事業は、明石市が策定し国の認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」

において核事業として位置付けられた組合施行の市街地再開発事業で、当該地域の課題に対して、住宅と商業、公共公益施設等が一体となった建築物を整備し、建築物の共同化や耐震性能の確保により防災性の向上を図るとともに、車両と歩行者の分離等の駅前広場の再整備を行うものである。さらには、中心市街地の賑わいに対しては、34階建ての高層住宅の整備により定住人口の増加も見込まれ、建築物内には市役所窓口及び子育て支援施設などの公益施設や公共広場を整備し、明石市施行による国道2号を横断する魚の棚商店街への立体横断デッキとあわせて、中心市街地としての利便性、回遊性の向上や賑わいの創出など、中心市街地全体の活性化に寄与する計画となっており、事業着手は妥当である。

なお、事業の実施にあたっては、これらの事業効果とあわせて、地区内の駐車場と隣接するアスパシア明石の駐車場との一体的運用により、アスパシア明石の駐車場の稼働率の向上にも寄与するという間接効果があることや、地域住民の交流の場として活用すること、災害時における防災の拠点としての活用を図ることなど、公共公益施設の役割等について、丁寧できめ細やかな情報発信に努め、さらなる住民理解が得られるよう、市及び事業主体に対して適切な助言を行われたい。

〔県営住宅整備事業〕

(2) 宝塚安倉住宅（宝塚市）

当該事業は、築43年を経過し老朽化が著しく、耐震性にも課題がある現県営住宅について、耐火・耐震化や防火水槽等の設置による防災機能の向上と、世帯構成に応じた型別住宅の整備等による居住水準の向上を図るとともに、ユニバーサル社会への適応、地域コミュニティの形成にも配慮しながら建て替えを実施するものである。

さらに、高層化により空間利用効率を高め、周辺県営住宅の集約を行うとともに、太陽光発電設備の設置やヒートアイランド対策としての屋上緑化など、環境負荷に配慮した住宅整備に取り組むことで、低炭素社会の実現に寄与するものである。

加えて、雨水流出抑制のための駐車場を利用した調整池機能の確保など、都市部における多様な課題に対する先進的な取り組みを盛り込んだ計画となっており、事業着手は妥当である。

なお、屋上や敷地内の緑化に際しては、生物多様性に配慮した適切な植栽方法を選定されるとともに、単身者の増加など、家族構成の変化に対応するため、住民同士が集会所等の利活用を通して交流できる団地となるよう取り組まれたい。また、当該県営住宅での先進的な取り組みとその効果を県民に広く周知し、加えて、入居者の施設管理に対する意識啓発にもつながるよう、積極的に情報発信されたい。

II 継続事業の審査結果について

〔道路事業〕

(1) 一般国道426号 豊岡バイパス（豊岡市）

当該事業は、市道と一体となって豊岡市街地の外郭環状ネットワークを形成し、慢性的な交通渋滞が発生している豊岡市街地内の交通の円滑化を目的としたバイパス整備事業である。

また、但馬地域の基幹病院である公立豊岡病院、北近畿豊岡自動車道（仮称）豊岡ICへのアクセス道路としての機能も担い、救急医療の支援とともに、地域の活性化の観点からも、早期完成を目指しており、事業継続は妥当である。

(2) 一般県道 竜泉那波線 (相生市)

当該事業は、相生市西部で国道2号と国道250号を結び、相生市街地に流入する通過交通の転換により円滑な交通を確保するとともに、播磨科学公園都市と相生市臨海部や赤穂市との直結による地域の活性化、さらには緊急輸送路である主要地方道相生停車場線の代替機能を確保するもので、事業実施の必要性は依然として高く、事業継続は妥当である。

なお、既に第一工区が供用しているが、全線供用による事業効果の発現に向け、早期の事業完成に努められたい。

〔街路事業〕

(3) 都市計画道路 園田西武庫線 (尼崎市)

当該事業は、大阪府と接続する尼崎市北部における東西幹線道路で、周辺道路の交通渋滞を緩和し、都市内交通の円滑化と都市機能の充実を図ることを目的としたバイパス整備事業である。

また、工場群による地域分断を解消して地域間交流を促進するとともに、周辺の駅や公共施設へのアクセス性の向上のほか、災害時には緊急物資等の輸送経路の確保など、都市防災機能も向上させるもので、事業の必要性は高い。加えて、協議に時間を要した大規模な工場との用地補償契約が締結され、工事着手への見込みも立ったことから、事業継続は妥当である。

なお、当該事業の効果を十分に発揮させるため、本路線で未供用となっている藻川工区の事業進捗も図り、全線の早期完成に努められたい。

〔河川事業〕

(4) 一級河川 円山川 (朝来市)

当該事業は、円山川上流区間において、浸水被害を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる環境を確保するため、平成2年台風第19号規模の洪水流量を安全に流下させることを目標とした河川改修事業である。

今回の事業評価では、平成19年度に継続評価を実施した事業計画を変更し、既に河川整備計画において整備区間に位置付けられている多々良木川合流点から神子畑川合流点までの2.1kmについて、事業区間を延伸するものである。この延伸は、下流部の流下能力確保の見込みを踏まえて、上下流バランスに配慮した暫定的な改修を行い事業区間全体でバランス良く効果的に治水安全度を向上させようとするものであり、事業継続は妥当である。

なお、円山川は、豊かな自然環境に恵まれており、絶滅危惧種であるカワラハハコなどの生育も見られることから、事業実施にあたっては、礫河原や瀬・淵、みお筋等を可能な限り保全・復元するなど、生物の多様な生活環境の保全とともに、但馬の美しい景観にも配慮しつつ、今回の延伸区間も含め、整備効果の早期発現に向け、計画的かつ着実に事業を推進されたい。

(5) 二級河川 都志川 (洲本市)

当該事業は、過去から度重なる浸水被害に見舞われてきた旧五色町中心市街地において、再度災害を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる環境を確保するため、平成16年台風第23号規模の洪水流量を安全に流下させることを目標とした河川改修事業である。

既に、河口から五色大橋までの河道拡幅と橋梁の改築を完了しており、引き続き、着実な事業進捗が見込まれることから、事業継続は妥当である。

なお、整備効果の発現に向け、残る潮止堰等の工事を進め、早期に事業を完成されたい。

(6) 二級河川 志筑川 (淡路市)

当該事業は、過去から度重なる浸水被害に見舞われてきた淡路市市街地において、再度災害を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる環境を確保するため、平成16年台風第23号規模の洪水流量を安全に流下させることを目標とした河川改修事業である。

特に、河口部から大円道橋区間については、床上浸水対策特別緊急事業の活用により、整備効果の早期発現に向けた対策に取り組んでいる。今年度には、志筑川の放水路分流堰より下流区間及び宝珠川の河道改修を完成する予定であり、引き続き、着実な事業進捗が見込まれることから、事業継続は妥当である。

なお、整備効果の発現に向け、残る放水路等の工事を進め、早期に事業を完成されたい。

〔都市公園事業 港湾事業〕

(7) 尼崎の森中央緑地 (尼崎市)

当該事業は、尼崎臨海地域を水と緑豊かな魅力と活力ある都市に再生する「尼崎21世紀の森構想」のリーディングプロジェクトとして、県民の集うスポーツ健康増進施設を整備するほか、参画と協働により地域が育て、地域の人々が自然の恵みを享受できる、臨海地域の都市再生を先導する拠点的な森を創出する事業である。

事業区域のうち、平成18年度の一部開園により供用されたスポーツ健康増進施設については、兵庫県では初となるPFI手法により整備・管理運営が進められ、開園以来、入場者数が順調に増加するなど、効果的・効率的な運営が図られている。

また、当該事業においては、自然環境の創出にあたり「生物多様性 尼崎の森中央緑地戦略」を策定し、全国的にも例を見ない、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という生物多様性の3つの段階のいずれにも配慮した先進的な植栽計画に基づいて、平成29年度の完成を目指し、県民・企業等の多様な主体の参画と協働による森づくりが着実に進められており、事業の継続は妥当である。

なお、当該事業で取り組んでいる先進的な緑地整備について、積極的な情報発信を行うことが望まれる。加えて、スポーツ健康増進施設については、無料駐車場の整備及び路線バスや指定管理者による無料送迎バスの運行により交通アクセスが確保されているが、今後もバス増便等へ取り組むとともにPFI手法を活用した施設の一層の適切な管理・運営等により魅力を発揮し、さらなる来園者の確保に取り組まされたい。

III 事後評価について

〔河川事業〕

(1) 二級河川 新湊川 (神戸市)

当該事業は、昭和42年7月の台風による甚大な浸水被害を契機に、既往最大であるこの時の洪水流量を安全に流下させることを目標とした河川改修事業であり、平成7年の阪神・淡路大震災による被災や平成10年、11年の2度にわたる災害復旧工事中の浸水被害などを経て、平成18年度に完成したものである。

検証の結果、この度の台風第15号の際には、浸水被害が発生した平成11年の

雨量を超えたにもかかわらず、浸水被害は発生しておらず、流下能力の向上による一定の治水安全度の確保が図られ、アンケート調査結果からも、川沿いの住民に安心感を与えていることが確認された。また、住民主体による当該河川を利用した防災訓練や環境学習の実施、さらに河川清掃や緑化など、防災活動や維持管理への地域住民の積極的な参画が実施されている。

引き続き、こうした事業完了後の河川に対する地域住民の自発的な取り組みを通じて、事業完了とともに薄れていく減災・防災意識が持続されるよう啓発に努められたい。また、住民主体による湊川隧道の保存活用や地元の高校・小学生による魚のすみかづくりなど、先駆的な取り組みとその効果を広く情報発信するとともに、他の事業にも同様の取り組みを積極的に展開されることを期待する。

〔海岸事業〕

(2) 津居山港海岸気比地区（豊岡市）

当該事業は、津居山港海岸気比地区の海岸侵食を防止し、砂浜の安定化を図るとともに、恵まれた自然環境を活かした海洋レクリエーション空間を創出するために行った海岸環境整備事業で、平成 21 年度に完成したものである。

検証の結果、潜堤や突堤の整備により昭和 40 年代から生じていた汀線の後退が防止されただけでなく、自然の養浜作用により砂浜が回復するなどの効果が確認された。

今後とも当箇所における砂浜の状況の経過観察を続け、効果検証を継続して行うとともに、自然の養浜作用を活かした海岸の侵食対策が他の同種事業に展開されていくことを期待する。また、海水浴客数が減少していることから、地域の活性化に寄与するため、豊岡市とも連携して、施設の PR や整備効果の積極的な情報発信に努められたい。

〔優良建築物等整備事業〕

(3) 加古川駅南西(Cブロック)地区（加古川市）

当該事業は、整備が進む加古川駅周辺にあって、老朽化した低層木造住宅が密集する加古川駅の南西地区において、敷地の共同化による耐火建築物の建設により、地区の防災性の向上と安全・安心で快適なまちづくりに寄与するために行った優良建築物等整備事業であり、平成 21 年度に完成したものである。

検証の結果、地区の防災性の向上のほか、都市景観の向上や居住人口の増加等による地域の活性化に寄与するなど、加古川駅南西地区のまちづくりの「先導事業」としての事業効果が確認された。

当該事業は、南西地区のうち、権利者間で合意が得られた実施可能な区域を先行して事業化したもので、賑わいの創出や回遊性の観点からは、残りの地区の早期事業化が望まれるところであり、事業化にあたっては、当該事業の検証結果を大いに活かすとともに、その際には、事前の住民意向の把握やマーケティング調査を行うなど、地域の望む店舗等の施設の導入が図られるよう、市に対して適切な助言を行われたい。

〔漁港漁村事業〕

(4) 浜坂漁港（美方郡新温泉町）

当該事業は、日本海における沖合底びき網漁業等の陸揚流通の拠点漁港である浜坂漁港において、航路・泊地の静穏性を向上させ、漁業活動の円滑化及び安全性の向上を目的として行った漁港修築事業で、平成 17 年度に完成したものである。

検証の結果、防波堤等の外郭施設の整備により漁業活動の効率性及び安全性が向上することで冬季操業日数が増加し、沖合底びき網漁業の生産量が増加傾向を示すなど事業効果が確認された。

なお、整備効果の一層の発現に向け、当該事業で整備した漁業関連用地が効率的に活用されるよう努められたい。